

令和5年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
令和5年度化学物質審議会第1回安全対策部会
第237回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

議事要旨

日時 令和5年9月15日(金)13時00分～14時40分
場所 経済産業省内会議室 及び オンライン(ハイブリッド)

議題

1. 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱについて
審議物質 テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド(#17)【人健康影響】
2. 優先評価化学物質 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル)(#86)の第二種特定化学物質への指定等について
3. その他

議事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- 優先評価化学物質であるテトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドのリスク評価(一次)評価Ⅱ(人健康影響)に係る物理化学的性状等の詳細資料(案)について審議が行われ、了承された。有害性情報の詳細資料(案)について審議が行われたが、有害性評価値を導出する際の根拠となるキースタディ、毒性エンドポイント及びそれに基づく無毒性量並びに不確実係数について意見の一致をみなかったため再度検討して、次回以降に継続審議することとなった。リスク評価書(案)及び評価結果(案)は次回以降に改めて審議を行うこととなった。

○議題2について

- 優先評価化学物質である α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル)(#86)について第二種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。
- α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル)(#86)を使用した水系洗浄剤(水で希釈して使用する洗浄剤)について、技術上の指針の遵守及び環境汚染防止のための表示の義務が課される製品に指定

することが適当であるとの結論が得られた。

- 化学物質審議会安全対策部会と中央環境審議会環境保健部会化学物質化学物質審査小委員会においては、各審議会における報告(案)について審議が行われ、了承された。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会においては、化学物質安全対策部会に報告の上、同部会にて優先評価化学物質 α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル) (#86)の第二種特定化学物質への指定等について審議することとされた。